

総合共済給付一覧表

種目	事由	給付金額		必要書類	
結婚給付	結婚したとき	3万円			
出生給付	子どもが生まれたとき	3万円		・共済給付申請書兼証明書	
出産給付	本人が出産したとき	5万円			
進学給付	本人の子が中学に進学したとき	5千円			
銀婚式給付	銀婚式を迎えたとき	2万円		・自動給付(加入者台帳のデータから分会口座に自動振込)	
死亡給付		右記以外の契約者(エルダーを含む)	61歳以上のOB契約者	・共済給付申請書兼証明書 【※1】 本人死亡の場合は「退職給付」の共済給付申請書兼証明書も添付 【※2】 医師の証明書も添付	
	本人の死亡【※1】 ◆花輪代2万円を含む	72万円	40万円		
	配偶者死亡 ◆花輪代2万円を含む	37万円	20万円		
	子どもの死亡	10万円	5万円		
	子どもの死産【※2】	3万円	3万円		
	親の死亡(配偶者の親を含む・2名まで)	5万円	3万円		
住宅災害給付 (持家の場合)	1. 火災・消防破壊・消防冠水による災害			・共済給付申請書兼証明書 ・事故調査報告書 ・火災証明書 ・被害状況写真 【※3】 住宅見取図(設計図)も添付 【※4】 2万円以上の領収書も添付 【※5】 1万円以上の領収書も添付	
	全焼・壊・冠水(延面積70%以上)【※3】		120万円		
	半焼・壊・冠水(延面積25%以上)【※3】		80万円		
	一部焼・壊・冠水(延面積10%以上)【※3】		25万円		
	一部焼・壊・冠水(延面積10%未満)【※3】		10万円		
	衣類・家具のみの被害額10万円以上		5万円		
	2. 火災以外の原因による災害				
	全壊・流・滅失(延面積70%以上)		50万円		
	半壊・流・滅失(延面積40%以上)		30万円		
	一部損壊・流・滅失(延面積20%以上)		7万円		
	床下浸水で地盤面から30cmを超過		2万円		
被害額2万円を超過【※4】		1万円			
自然災害で被害額1万円を超過【※5】		5千円			
住宅災害給付 (借家の場合) ※家財のみ	3. 上記1および2の給付を受けない家財のみの災害				
	全壊		20万円		
	半壊		12万円		
	一部損壊		3万円		
	被害額2万円を超過【※4】		1万円		
	自然災害で被害額1万円を超過【※5】		5千円		
	単身赴任者が赴任先で被災し 被害額2万円を超過【※4】		1万円		
	単身赴任者が赴任先で被災し 自然災害で被害額1万円を超過【※5】		5千円		
障害給付 (本人の障害)	一級		65万円	・共済給付申請書兼証明書 ・等級・病名が記載された身体障害者手帳の写し、または等級が証明できる書類	
	二級		40万円		
	三級		20万円		
	四級		5万円		

「OB契約者」…60歳の定年時にエルダー社員とならずにJRを完全退職された組合員のうち、引き続き総合共済に加入している方を指します。

種目	事由	給付金額	必要書類
傷病給付	契約者本人が傷病により休業したとき		・共済給付申請書兼証明書 ・傷病休業証明書 (事業主が発行した原本)
	連続30日以上休業したとき(30日毎に)	2万5千円	
	連続14日以上30日未満休業(上記と併給せず)	1万円	
OB傷病給付	OB契約者が連続1年以上入院または休業したとき	初回10万円	・共済給付申請書兼証明書 【入院の場合】 ・入院期間を明記した入院証明書・診断書もしくは入院期間が証明できる領収書(コピー可) 【休業の場合】 ・傷病休業証明書 (事業主が発行した原本)
	OB契約者が連続180日以上入院または休業したとき	初回7万円	
	OB契約者が連続150日以上入院または休業したとき	初回6万円	
	OB契約者が連続120日以上入院または休業したとき	初回5万円	
	OB契約者が連続90日以上入院または休業したとき	初回4万円	
	OB契約者が連続60日以上入院または休業したとき	初回3万円	
	OB契約者が連続30日以上入院または休業したとき	初回2万円	
	OB契約者が連続14日以上入院または休業したとき	初回1万円	
家族傷病給付 (配偶者、18歳未満または重度障害者の子、親が対象)※2名まで	家族が180日以上連続して入院したとき	6万円	・共済給付申請書兼証明書 ・入院期間を明記した入院証明書・診断書もしくは入院期間が証明できる領収書(コピー可) ※実父母以外の親を申請する場合は、給付対象者変更届も提出
	家族が150日以上連続して入院したとき	5万円	
	家族が120日以上連続して入院したとき	4万円	
	家族が90日以上連続して入院したとき	3万円	
	家族が60日以上連続して入院したとき	2万円	
	家族が30日以上連続して入院したとき	1万円	
	介護保険を使用して90日以上入院(入所)したとき	3万円	
介護休職給付	30日以上介護休職した場合(要介護者1人につき1回)	5万円	・共済給付申請書兼証明書 ・休職期間が明記された証明書(コピー可)
退職給付	退職したとき(加入期間は最低1年)	加入年数により 2千円~4万円	・共済給付申請書兼証明書
	再雇用契約者が再雇用契約を満了したとき		
	傷病により退職したとき(慰謝金として、上記と併給)	3万円	・分会長による退職証明書
退会給付 (OB)	OB契約者が、60歳から66歳の誕生日の月末退会まで1回も給付を受けていない場合	1万円	・自動給付(加入者台帳のデータから分会口座に自動振込)
退会給付 (エルダー)	エルダー組合員が、60歳から5年間のエルダー雇用満了まで1回も給付を受けていない場合	1万円	
退会給付 (グリーンスタッフ等)	有期雇用契約者のうち、60歳未満で1年以上掛金を納入し、採用後5年以内の雇用契約により退会するときまで1万円を超える給付を1回も受けていない場合	下記の 計算式による	
	①加入中に給付がない場合⇒(納入掛金÷2)-(退職給付)=給付金		
	②加入中に1万円以内の給付がある場合 ⇒(納入掛金÷2)-(給付金+退職給付)=給付金 ※上記金額がマイナスの場合は、退会給付はありません		

- ・申請は「共済給付申請書兼証明書」に記入し、専用封筒で分会から直接、JR東労組本部へ送付します。
(添付書類は表の右側「必要書類」欄を参照。申請書と専用封筒は分会の共済担当者・支部・地本にあります)
- ・自動給付のもの(進学・結婚式・退会の各給付)は、申請せずに自動で分会口座に振り込まれます。
- ・出向・エルダー出向の皆さんや、共済担当者のいない分会の皆さんは、支部・地本へお問い合わせ下さい。
- ・住所変更等が生じた場合は、速やかに「異動・訂正報告書」にて変更内容をお知らせ下さい。
- ・共済金の申請は、給付事由発生日から3年以内に行ってください(3年を超えると無効となります)。